

2018年8月9日

学会認定資格の名称について

一般社団法人日本医療安全学会の学会認定資格の教育目標は、単なる安全管理(技術)だけでなく、安全推進(組織運営)を十分に果たし得る高度専門家を育成することです。

この理由から学会認定資格の名称を下記に変更します。

高度医療安全管理者	→	高度医療安全推進者
高度医薬品安全管理者	→	高度医薬品安全推進者
高度看護安全管理者	→	高度看護安全推進者

なお、厚労省認定の「医療安全管理者」資格ならびに「医薬品安全管理者」資格に該当する講習会は上記の当該分野の資格に含んでいます。

以上、学会認定資格制度の修了者は高度な専門教育を得た人材であり、医療機関における安全管理および安全推進という高度な任務に適しているところです。

日本医療安全学会